

東京電機大学東京千住キャンパス自治会規約

原則

平成29年10月27日 施行

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、東京電機大学東京千住キャンパス自治会と称し事務局を、東京電機大学学内に設置する。

(目的)

第2条 本会は、東京電機大学工学部、未来科学部、システムデザイン工学部及び情報環境学部全学生の自主的練磨、体育活動、学術研究及び文化活動の民主的諸権利を保障し、全学生が学園生活をより良く過ごす事を目的とする。

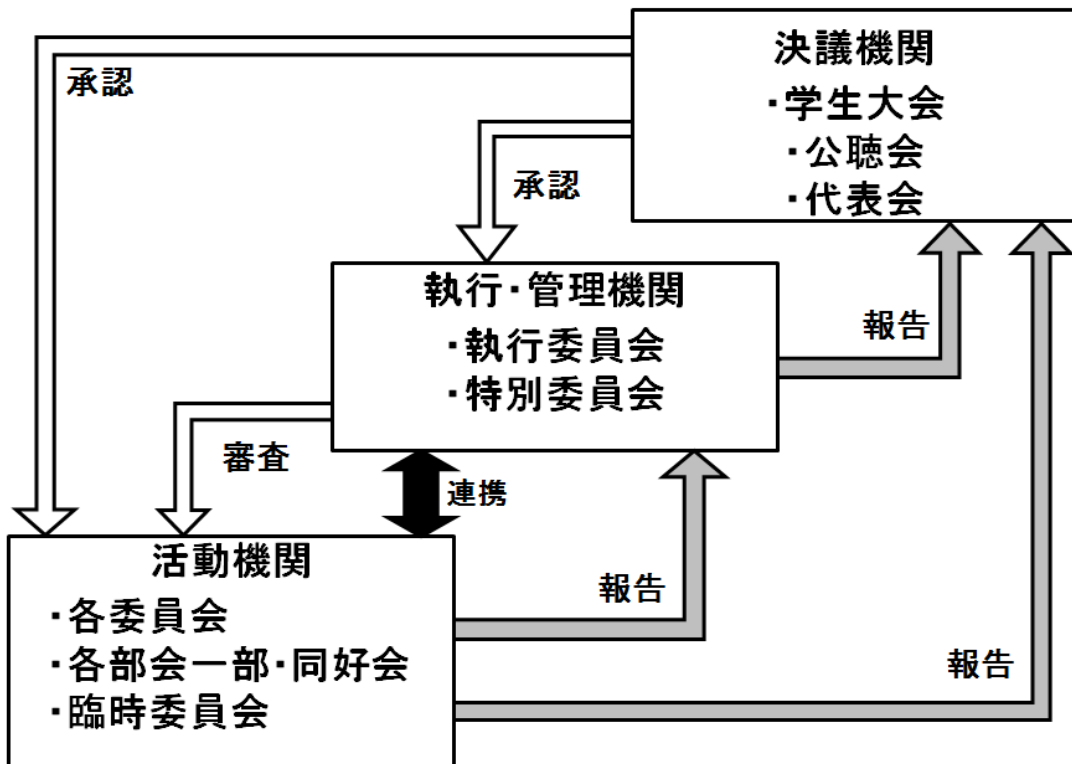
(構成)

第3条 本会の会員は東京電機大学工学部、未来科学部、システムデザイン工学部及び情報環境学部全学生(以下自治会員と略す)を以って組織する。

第4条 本会は目的達成のため次の機関・団体を設ける。

1. 学生大会
2. 公聴会
3. 代表会
4. 執行委員会
5. 特別委員会
6. 各委員会
7. 各部会
8. 臨時委員会

自治会員



第2章 会員の権利と義務

(権利)

- 第5条 自治会員はより良い学生生活を過ごす権利を有する。
- 第6条 自治会員は、学生大会に出席することが出来、議題提出権、発言権及び決議権を有する。又、公聴会の傍聴権と、全ての決議機関の議事録及び執行・管理機関の保管する各資料を閲覧する権利を有する。
- 第7条 自治会員は、自治会に所属する団体に在籍する権利を有する。
- 第8条 自治会員は規約に定める手順に従って新規に団体を結成する権利を有する。

(義務)

- 第9条 自治会員は年会費納入の義務を負う。
- 第10条 自治会員は規約を遵守し、学生大会の決定についてはこれに従わなければならない。

第3章 決議機関

第1節 学生大会

(構成)

- 第11条 学生大会は本会の最高決議機関であり、全自治会員を以って構成する。

(機能)

- 第12条 学生大会は、下記の事項と自治会員より提出された事項を審議する。

- ① 執行委員会三役の承認
- ② 本年度の基本活動方針及び昨年度の活動報告
- ③ 予算及び決算に関する事項
- ④ 執行委員会、特別委員会及び臨時委員会の承認
- ⑤ その他、自治会員に重要な影響を及ぼす事項

(開催)

- 第13条 執行委員会は次のいずれかの場合、自治会員を招集し学生大会を執り行なう。

- ① 前期、後期の年2回の定期学生大会の場合
- ② 執行委員会が必要と認めた場合
- ③ 各委員会及び特別委員会のうち1団体以上が開催を要求した場合
- ④ 自治会員の10分の1以上の要求があった場合

(成立)

- 第14条 学生大会は委任状及び実出席者数合わせて全自治会員の5分の1以上で成立とし、これに満たぬ場合は流会とする。

- 第15条 執行委員会、各委員会、各部会及び学生大会開催時に設立されている特別委員会、臨時委員会の代表者は、必ず学生大会に出席しなければならない。

(運営)

- 第16条 学生大会の議事運営に関する詳細は細則に定める。
- 第17条 定期学生大会における議題は、議題選考会議までに執行委員会に提出されなければならない。
- 第18条 執行委員会は学生大会を開催する場合、大会の2週間前までに目的、場所、日時、提出議題及びその他重要事項を公示しなければならない。
- 第19条 学生大会の議長団は自治会員から選出する。
- 第20条 学生大会の議事運営は議長団が行い、議長は議事運営における最高権限を有する。又、事務運営は執行委員会が行う。
- 第21条 発言者は氏名及び学籍番号を述べてから発言しなければならない。

- 第22条 執行委員会は学生大会で決議された事項について、必ず公示しなければならない。
- 第23条 自治会員以外の者は議長及び執行委員会の承諾により、学生大会を傍聴することが出来る。但し、傍聴以外の権利は一切有さない。
(決議)
- 第24条 学生大会の決議は、棄権を除いた実出席者数の過半数を以って可決し、賛否同数の場合は議長がこれを決定する。但し、重要な案件を決議する際は3分の2以上の賛成を必要とし、その決定は議長が行う。又、保留が棄権を除いた実出席者数の半数以上の場合は、後日執行委員会が臨時の学生大会を開き、そこで決定しなければならない。
- 第25条 学生大会の決議は、実出席者数が全自治会員の20分の1以上の場合を本決議とし、これに満たぬ場合は仮決議とする。
- 第26条 学生大会は棄権を除いた実出席者数の3分の2以上の賛成により執行委員会委員長、副委員長、書記長及び各委員に対して不信任を決議することが出来る。
- 第27条 学生大会は棄権を除いた実出席者数の3分の2以上の賛成により、議長団に対して不信任を決議することが出来る。
- 第28条 緊急動議は動議提出者を含む、棄権を除いた実出席者数の5分の1以上の賛成があった場合は議題として採用されなければならない。
- 第29条 仮決議は公示から1週間以内に全自治会員の10分の1以上の異議申し立てなき場合は本決議とする。
- 第30条 委任状を提出した者は、学生大会に委任し、その決議に従うものとする。

第2節 公聴会

(構成)

- 第31条 公聴会は学生大会に次ぐ決議機関であり、執行・管理機関及び活動機関の団体の代表を以って構成する。

(機能)

- 第32条 公聴会は、下記の事項を決議する。

- ① 自治会の運営方針
- ② 執行・管理機関及び活動機関の団体の提出事項
- ③ その他、自治会所属団体に重要な影響を及ぼす事項

(開催)

- 第33条 執行委員会は次のいずれかの場合、執行・管理機関及び活動機関の団体を招集し公聴会を開催する。

- ① 年1回の定期公聴会の場合
- ② 執行委員会が必要と認めた場合
- ③ 各委員会、各部会、特別委員会及び臨時委員会のうち1団体以上が開催を要求した場合

(成立)

- 第34条 公聴会は、公聴会を構成する全団体の3分の2以上の団体数の出席を以って成立し、これに満たぬ場合は流会とする。

- 第35条 執行委員会、各委員会、各部会及び公聴会開催時に設立されている特別委員会、臨時委員会の代表者は、必ず公聴会に出席しなければならない。

(運営)

- 第36条 公聴会の議事運営に関する詳細は細則に定める。

- 第37条 公聴会の議題は、執行・管理機関及び活動機関の団体から議題選考会議までに執行委員会に提出されなければならない。
- 第38条 執行委員会は公聴会を開催する場合、公聴会の2週間前までに目的、場所、日時、提出議題及びその他重要事項を公示しなければならない。
- 第39条 公聴会の議長団は自治会員から選出する。
- 第40条 公聴会の議事運営は議長団が行い、議長は議事運営における最高権限を有する。又、事務運営は執行委員会が行う。
- 第41条 発言者は氏名、学籍番号及び所属する団体名を述べてから発言しなければならない。
- 第42条 執行委員会は公聴会で決議された事項について、必ず公示しなければならない。
- 第43条 自治会員以外の者は議長及び執行委員会の承諾により、公聴会を傍聴することが出来る。但し、傍聴以外の権利は一切有さない。
(決議)
- 第44条 公聴会の各決議は棄権を除いた実出席者数の過半数の賛成により可決し、賛否同数の場合は、議長がこれを決定する。但し、重要な案件を決議する際は3分の2以上の賛成を必要とし、その決定は議長が行う。又、棄権を除いた実出席者数の半数以上が保留の場合は、後日執行委員会が臨時の公聴会を開き、そこで決定しなければならない。
- 第45条 公聴会は棄権を除いた実出席者数の3分の2以上の賛成により執行委員会委員長、副委員長、書記長及び各委員に対して不信任を決議することが出来る。
- 第46条 公聴会は、棄権を除いた実出席者数の3分の2以上の賛成により議長団に対して不信任を決議することが出来る。
- 第47条 緊急動議は動議提出者を含む、棄権を除いた実出席者数の5分の1以上の賛成があった場合は議題として採用されなければならない。

第3節 代表会

(構成)

- 第48条 代表会は、学生大会及び公聴会に次ぐ決議機関であり、執行委員会、各部会、各委員会及び開催時に設立されている特別委員会、臨時委員会の代表者によって構成する。

(機能)

- 第49条 代表会は、必要に応じて団体の代表者を招集することが出来る。

- 第50条 代表会は、次の事項を取り扱う。

- ① 自治会の活動方針
- ② 各部会、各委員会、特別委員会及び臨時委員会の活動方針及び報告
- ③ 各部会、各委員会、特別委員会及び臨時委員会から提出された議題
- ④ 特別委員会又は臨時委員会設立の検討
- ⑤ その他の事項

(開催)

- 第51条 執行委員会は次のいずれかの場合、代表会を開催する。

- ① 隔月一回の定期代表会の場合
- ② 各部会、各委員会、特別委員会及び臨時委員会のうち一団体以上が開催を要求した場合
- ③ 執行委員会が必要と認めた場合

(運営)

- 第52条 代表会の議事運営に関する詳細は細則に定める。
- 第53条 代表会の議題は、執行・管理機関及び活動機関（部・同好会を除く）の団体が提出することが出来る。
- 第54条 原則として議事運営を行う者は、執行委員会から選出する。
- 第55条 執行委員会は代表会を開催する場合、代表会の2週間前までに目的、場所、日時、提出議題及びその他重要事項を公示しなければならない。

(決議)

- 第56条 執行委員会、各部会、各委員会、特別委員会及び臨時委員会の代表者は決議権を有する。
- 第57条 代表会の議題は、満場一致を持って可決とする。

第4章 執行・管理機関

第1節 執行委員会

- 第58条 執行委員会は、本会における執行・管理機関であり、学生大会及び公聴会の決定に基づき学生自治における事項を総括する。
- 第59条 執行委員会はその執行について、学生大会及び公聴会、代表会に対して責任を負う。
- 第60条 執行委員会は、全自治会員から有志を募り、学生大会で承認された者によって構成される。
- 第61条 執行委員会は、代表として執行委員会三役を設置する。
- 第62条 執行委員会は、学生大会及び公聴会で不信任決議が可決された場合に解散しなければならない。
- 第63条 解散もしくは執行委員の不在等により執行委員会の存続が出来ない場合、各委員会及び各部会の代表を以って仮執行委員会とする。但し、仮執行委員会の存続は新たな委員会が発足及び承認するまでとする。
- 第64条 執行委員会の運営・管理の詳細に関しては細則に定める。

第2節 特別委員会

- 第65条 特別委員会は、自治会の運営・管理のために設置が必要な執行・管理団体とする。
- 第66条 特別委員会は、代表会にて設置の検討後、学生大会又は公聴会の承認を以って設置する。
- 第67条 特別委員会の委員は、執行委員会、各委員会及び各部会から選出された者と自治会員の有志を募り、学生大会で承認された者とする。
- 第68条 特別委員会委員長は特別委員会委員内から選出し、特別委員会内で承認を受けた者がこれにあたる。
- 第69条 特別委員会として、オリエンテーション実行委員会、会計監査委員会、及び規約改正委員会を設置する。
- 第70条 オリエンテーション実行委員会、会計監査委員会は、毎年設置する。
- 第71条 規約改正委員会は、必要に応じて設置する。但し、以前の設置より3年以内に新たに設置しなければならない。

- 第72条 オリエンテーション実行委員会は、新生オリエンテーションにおける事務運営を行う。
- 第73条 会計監査委員会は、各団体の出納帳の監査を行う。
- 第74条 規約改正委員会は、自治会規約及びこれに属する規約・規定等を検討し改正案の作成及び提出等を行う。
- 第75条 特別委員会は、その運営・管理において支障をきたす団体に対し、制限等の罰則を執行する権限を有する。
- 第76条 特別委員会の運営・管理の詳細に関しては、各特別委員会において規約を定めること。

第5章 活動機関

第1節 委員会

- 第77条 委員会は新聞委員会、放送委員会、旭祭実行委員会及び体育祭実行委員会を常設とする。
- 第78条 新聞委員会は、学内新聞の作成及び発行を主とした活動を行う。
- 第79条 放送委員会は、大学行事の放送運営を主とした活動を行う。
- 第80条 旭祭実行委員会は、旭祭の事務運営を主とした活動を行う。
- 第81条 体育祭実行委員会は、体育祭の事務運営を主とした活動を行う。
- 第82条 自治会は各委員会の特殊性及び独立性を重んじなければならない。
- 第83条 必要に応じて委員会の発足又は廃止をすることが出来る。その決定は学生大会及び公聴会の決議を必要とする。
- 第84条 委員会の運営・管理の詳細に関しては、各委員会において規約を定めること。

第2節 部会

- 第85条 部会は体育会、文化部会及び学術研究部会とする。
- 第86条 部会は本部を設置し、所属する部活・同好会等の統括や管理をしなければならない。
- 第87条 自治会は、各部会の特殊性及び独自性を重んじなければならない。
- 第88条 必要に応じて部会の発足又は廃止をすることが出来る。その決定は学生大会及び公聴会の決議を必要とする。
- 第89条 部会の運営・管理の詳細に関しては、各部会において規約を定めること。

第3節 臨時委員会

- 第90条 臨時委員会は、自治会の目的達成のために必要であり、かつ各委員会に所属するのが適当ではない短期活動委員会とする。
- 第91条 臨時委員会の設立要請は、全自治会員が提出することが出来る。
- 第92条 臨時委員会は代表会にて検討後、学生大会に諮り、その承認を以って設立する。
- 第93条 臨時委員会は、設立要請をした者と全自治会員の有志を募り、学生大会で承認された者で構成する。尚、新たに増員する場合は委員会内の承認を得た上で名簿を公示すること。

- 第94条 臨時委員会委員長は臨時委員会委員から選出し、臨時委員会内で承認を受けた者がこれにあたる。
- 第95条 臨時委員会には、本学の教職員の内から顧問をつけること。
- 第96条 臨時委員会の設置期間は、学生大会の承認から最大1年とする。
- 第97条 臨時委員会は設置期間を超えて継続する場合は、学生大会での承認を必要とする。
- 第98条 臨時委員会委員の再選は差し支えない。
- 第99条 臨時委員会は、毎月活動内容を執行委員会に報告、及び公示にて公表しなければならない。
- 第100条 臨時委員会が自治会費を請求する際は、代表会に出納帳と活動報告書を提出し、執行委員会の会計担当立会いのもとで承認された場合に次年度からの予算配布を認める。

第6章 会計

- 第101条 本会の会計年度は、執行委員会、各委員会、各部会本部及び各所団体は4月1日から翌年3月31日とする。
- 第102条 自治会員は5,500円の会費と入会金1,000円を納入する義務を負う。但し、入会金は入学時のみとし、分割は認めない。納期は、前期学費納入と同時に行う。
- 第103条 本会の経費は会費その他の収入による。
- 第104条 本会の財務は執行委員会の会計局が責任を負う。
- 第105条 本会の予算は会計年度ごとに決議し、公聴会及び学生大会の承認を得なければならない。
- 第106条 予算編成
- ① 執行委員会会計局が各部会及び委員会の希望額と前年度の予算を参考に編成する。
 - ② 三部会四委員会の会計担当立会いのもと調整を行った後、予算審議会において承認を得た上で学生大会及び公聴会に予算案を提出する。
- 第107条 全ての団体の会計は複数の会計の掛け持ちは出来ない。
- 第108条 その他詳細については細則に定める。

付則

- 第109条 本会の自治会員及び団体間における問題解決の手段としての違法行為は禁止する。
- 第110条 本規約は学生大会の承認によって改正することが出来る。
- 第111条 本規約は学生大会にて本決議となった翌日より効力を発する。
- 第112条 本規約を自治会の最高規約とし、これに反する細則及び規約は効力を有さない。
- 第113条 本規約に準ずる細則として「東京電機大学東京千住キャンパス自治会規約 細則」を置く。